

WM ダブルワークみやぎ

宮城県が運営する「副業・兼業人材マッチング」



県外在住の

ご利用^{※1}で

副業・兼業人材の

交通費・宿泊費を補助します

※1 ダブルワークみやぎを経由して雇用・業務委託等を実施すること。

申請対象	令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った交通費・宿泊費
対象	県内に事業所を置く中小企業等
補助の内容	<p>最大 10万円</p> <p>副業・兼業人材に支払った交通費・宿泊費^{※2}の2分の1以内</p> <p>※2 宿泊費の上限は、11,000円です。</p>

申請の流れ

事後清算方式で手軽に申請！

【ご注意】年度内の申請は1回（1人分）限り
★予算上限に達し次第、受付を終了します

①「ダブルワークみやぎ」を経由して、副業・兼業人材を確保することを決定^{※3}

※3 補助対象経費に対し、国や他の自治体等から補助金・助成金等の交付を受けた（受ける）場合は、この補助金の交付の対象とはなりません。

副業・兼業人材をご活用^{※4}

申請に必要な書類を保管

★交通費・宿泊費を支払ったことが証明できるものが必要です。

例1（副業・兼業人材から入手）交通費・宿泊費に係る**貴社あての請求書及び領収書の写し**
例2（公共交通機関・宿泊施設から入手）交通費・宿泊費に係る**貴社あての領収書の写し**

※4 雇用契約又は業務委託契約を締結した日から、1年以内実施した業務に係る交通費・宿泊費に限ります。

②必要書類とともに、補助金の交付申請書を提出（締切^{※5}厳守ください。）

※5 契約の終了日から1か月以内又は令和9年4月5日のいずれか早い日まで

県から「補助金額確定通知」を送付し、補助金を交付

お問い合わせは



宮城県経済商工観光部雇用対策課
雇用推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
☎ 022-211-2772 koyou-hojo@pref.miyagi.lg.jp

交付申請等は、
右記問い合わせ先
又はLoGoフォームから受付
<https://logoform.jp/f/HFfjk>

